

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」
平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成29年度 「生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成31年2月13日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(132 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (備品の管理について)</p> <p>① 棚卸の実施について</p> <p>備品の棚卸について、一部実施されておらず、その他の備品も、独自の方法によっている、結果が保管されていない、結果について担当者の確認のみとの状況である。</p> <p>保管場所が当初と異なっている物もあり、棚卸によって保管場所を特定しておく必要がある。</p> <p>所管する備品の種類には、重量物から簡易椅子まで様々であり、備品点数も多数あるため、棚卸に関する規程あるいはマニュアルの整備、定期的・計画的な棚卸の実施、管理者が棚卸の結果報告を受ける体制を整備する必要がある。</p> <p>② 備品の整理について</p> <p>財務規則において、物品管理者は備品台帳の整備、備品整理票の貼付又はペイント書により管理することになっているが、規定された資産管理帳票による管理方法になっていない。</p> <p>また、独自の管理シールが貼付されているものの全ての備品には対応されていない。</p> <p>緞帳や楽器など市の様式を厳格に適用するには限界もあることから、独自の規定またはマニュアル整備をすることも必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当館の備品については、長机、椅子等の貸出備品の他に、舞台・音響・照明と専門性の高い機材が多く、整備・管理の不備があった場合、安全性や館の安定的な運営への影響が大きいことから、催事ごとの確認、定期的なメンテナンス等には普段から細心の注意を払っているところです。しかし、その専門性の高さのため、各担当セクションに委ねる状況となっておりました。</p> <p>管理にあたっては、財務規則に規定の備品台帳も整備しておりますが、専門機材については、その様式にはない項目も一元管理していることから、独自の管理台帳中心の取扱いとなっております。また、舞台機構と備品との区分けに対しての認識に違いが生じておりました。</p> <p>保管場所が異なっていた椅子については、開館後 10 年が経過する中で使用する部屋が移動してしまったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>備品点数が膨大であることから、棚卸はエリア分けして実施します。また、催事等があることから、閑散期である 1～2 月にかけて棚卸を実施し、市の備品台帳に沿う形のを整備し、併せて備品整理票の貼付またはペイント書による管理を行います。</p> <p>今後は、毎年度、棚卸を実施し、適正な台帳管理を行います。</p>	

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	その他、電動移動迫りの備品台帳登録台数に誤りがあった。備品台帳の整備を徹底する必要がある。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(136 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(いわき芸術文化交流館アドバイザーの設置について)</p> <p>いわき市いわき芸術文化交流館条例第 18 条に規定されているアドバイザーが設置されていない。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>アドバイザーについては、条例制定の検討段階において「置くことができる」という条文で検討していた経過があったことから、制定後も「置くことができる」と解釈し、現在に至っております。</p> <p>そのため、その設置目的である「事業の企画、実施及び評価に館を使用する者の意見を反映させること」については、公演の観客を対象としたアンケートや顧客満足度調査、グループインタビューにより実現できているとの考えにより現在に至っております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 30 年度中にアドバイザーを設置することとしました。現在、有識者等の中から、候補者を選定しております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(45 頁)</p> <p>いわき市における生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する状況について (「いわき市教育大綱」の個別計画について)</p> <p>「いわき市教育大綱」と関係する個別計画として、「Ⅱ生涯を通じた学習活動の推進」に関しては「第 5 期生涯学習推進計画」、また「Ⅳ生涯にわたるスポーツライフの実現」に関しては「スポーツ推進基本計画」がある。</p> <p>しかし、「Ⅴ地域に根ざした市民文化の継承と創造」に関しては個別計画が策定されていない状況である。「Ⅴ地域に根ざした市民文化の継承と創造」に関しては、領域が広く、またそれを総合して市民文化によるまちづくりまで捉えて計画を作成しようとするれば、時間を要するものと考えられるが、計画の策定とその実行により、市民の「ふるさといわき」に対する思いや誇りに繋がることを期待できることを考えれば、作成することが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>法律等で個別計画等を策定する義務が無かったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>文化芸術基本法第 4 条の規定により、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する義務を有する。」とされており、本市においても、体系的に文化施策を進めていく必要があるものと認識しております。</p> <p>今後、市民の意見を聞きながら、将来に向けた本市の文化施策のあり方について、「地方文化芸術推進基本計画」の策定も含め、検討して参ります。</p> <p>○平成 31 年度 調査・検討 ○平成 32 年度 計画策定</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(46 頁)</p> <p>いわき市における生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する状況について (外部有識者による事業評価について)</p> <p>市では、現在、「基本計画及び実施計画」、ひいては「いわき市教育大綱」の実現を目指して、事業を展開しているが、各事業は、毎年度ローリング方式にて行っている。具体的には、各主管部署が独自に調査・評価した調書を総合政策部に提出し、総合政策部は各主管部署へヒアリングを実施後、次年度の事業実施に向け必要な場合には修正を行うこととなる。</p> <p>以上のような流れであるが、各主管部署が独自に調査・評価したものに対して、提出前に外部有識者の視点が入れば、より一層各事業の評価と次年度以降の事業実施へ向けてのローリングの正確性、また計画達成に対する精度も高まっていくものと考えられる。その点、今回対象とした各課・各部署での外部有識者が行う個別事業評価は利用できるものとするが、以下の点につき検討することが望ましい。</p> <p>① 生涯学習推進本部会議は、「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」の各事業を評価するが、生涯学習からの視点なので、必ずしも「基本計画及び実施計画」の各事業を全て取り込んではいない。前述の「基本計画及び実施計画」と「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」との関係表で言えば、生涯学習課の事業は全て取り込まれているが、スポーツ振興課は特に「触れる機会の提供や応</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>教育委員会の補助執行による業務については、教育委員会の事務の点検・評価が行われていますが、市長部局に権限が移管された事業については事務の点検・評価の対象外となっているためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>事業実施にあたっては、定量的な成果指標を設定し、達成状況の確認等を通じて、事業の必要性や実施内容等を検討していくことが重要であることから、今後、文化芸術基本法及び文化財保護法改正に伴い、本市の文化政策の基本となる事項を示す「(仮称)文化政策ビジョン」を策定することと併せ、当該ビジョンの進捗管理の一環として、当該ビジョンに位置付けた事業を対象とした外部有識者による事業評価を実施することの可否について、検討を行って参ります。</p> <p>○平成 31 年度 調査・検討 ○平成 32 年度 計画策定</p>		

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>援する・支える」事業の部分、また文化振興課はほとんどの部分に取り込まれていない。また、教育委員会の事務の点検・評価に関しては深度ある調査・評価が行われているが、毎年各事業全てが行われるわけではなく、また、平成 28 年 4 月より市長部局に権限が移管された部分に関しては対象外となっている。したがって、該当する事業に関しては、何らかの外部有識者による事業評価を取り入れることが望ましい。</p> <p>② 文化振興課、アリオス及びスポーツ振興課の事業の一部に関しては、「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」に取り込まれているが、「事業計画及び実施計画」での事業を網羅的に検討評価する場の設定が望まれる。</p> <p>③ 現在の事業評価は主として定性的評価の傾向が強いが、今後は定量的な成果指標の達成状況も踏まえての検討評価が望まれる。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(46 頁)</p> <p>いわき市における生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する状況について (外部有識者による事業評価について)</p> <p>市では、現在、「基本計画及び実施計画」、ひいては「いわき市教育大綱」の実現を目指して、事業を展開しているが、各事業は、毎年度ローリング方式にて行っている。具体的には、各主管部署が独自に調査・評価した調書を総合政策部に提出し、総合政策部は各主管部署へヒアリングを実施後、次年度の事業実施に向け必要な場合には修正を行うこととなる。</p> <p>以上のような流れであるが、各主管部署が独自に調査・評価したものに対して、提出前に外部有識者の視点が入れば、より一層各事業の評価と次年度以降の事業実施へ向けてのローリングの正確性、また計画達成に対する精度も高まっていくものと考えられる。その点、今回対象とした各課・各部署での外部有識者が行う個別事業評価は利用できるものとするが、以下の点につき検討することが望ましい。</p> <p>① 生涯学習推進本部会議は、「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」の各事業を評価するが、生涯学習からの視点なので、必ずしも「基本計画及び実施計画」の各事業を全て取り込んではいない。前述の「基本計画及び実施計画」と「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」との関係表で言えば、生涯学習課の事業は全て取り込まれているが、スポーツ振興課は特に「触れる機会の提供や応</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当館の運営に係る評価については、公演の観客を対象としたアンケート、顧客満足度調査、グループインタビューを実施している他、それらをもとにした外部評価機関による分析・評価を行っております。</p> <p>当館では「基本計画及び実施計画」のローリングに係る調書を作成する際には、この外部評価機関の調査報告を参考にしており、直接的な「基本計画及び実施計画」に係る評価は実施しておりません。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当館の事業のうち、「基本計画及び実施計画」の対象となっている事業は、自主企画事業と広報宣伝事業であります。これらについて、従来からの観客のアンケート調査、グループインタビューによる調査を参考とする外、今後は、平成 30 年度設置予定のアドバイザーを活用し、定量的成果についても評価していくこととします。</p>		

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>援する・支える」事業の部分、また文化振興課はほとんどの部分に取り込まれていない。また、教育委員会の事務の点検・評価に関しては深度ある調査・評価が行われているが、毎年各事業全てが行われるわけではなく、また、平成 28 年 4 月より市長部局に権限が移管された部分に関しては対象外となっている。したがって、該当する事業に関しては、何らかの外部有識者による事業評価を取り入れることが望ましい。</p> <p>② 文化振興課、アリオス及びスポーツ振興課の事業の一部に関しては、「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」に取り込まれているが、「事業計画及び実施計画」での事業を網羅的に検討評価する場の設定が望まれる。</p> <p>③ 現在の事業評価は主として定性的評価の傾向が強いが、今後は定量的な成果指標の達成状況も踏まえての検討評価が望まれる。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室スポーツ振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(46 頁)</p> <p>いわき市における生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する状況について (外部有識者による事業評価について)</p> <p>市では、現在、「基本計画及び実施計画」、ひいては「いわき市教育大綱」の実現を目指して、事業を展開しているが、各事業は、毎年度ローリング方式にて行っている。具体的には、各主管部署が独自に調査・評価した調書を総合政策部に提出し、総合政策部は各主管部署へヒアリングを実施後、次年度の事業実施に向け必要な場合には修正を行うこととなる。</p> <p>以上のような流れであるが、各主管部署が独自に調査・評価したものに対して、提出前に外部有識者の視点が入れば、より一層各事業の評価と次年度以降の事業実施へ向けてのローリングの正確性、また計画達成に対する精度も高まっていくものと考えられる。その点、今回対象とした各課・各部署での外部有識者が行う個別事業評価は利用できるものとするが、以下の点につき検討することが望ましい。</p> <p>① 生涯学習推進本部会議は、「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」の各事業を評価するが、生涯学習からの視点なので、必ずしも「基本計画及び実施計画」の各事業を全て取り込んではいない。前述の「基本計画及び実施計画」と「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」との関係表で言えば、生涯学習課の事業は全て取り込まれているが、スポーツ振興課は特に「触れる機会の提供や応</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当室が所管するスポーツに関する事務のうち生涯スポーツに係る事業につきましては、市生涯学習推進計画に位置付けられ、生涯学習推進本部会議による事業評価を受けていたところではありますが、当該分野以外の事業につきましては、これまで外部有識者等による事業評価を受ける場が設定されていなかったものとあります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>事業実施にあたっては、定量的な成果指標を設定し、こうした成果指標の達成状況の確認等を通じて、事業の必要性や実施内容等を検討していくことが重要でありますことから、スポーツ振興施策を効果的に展開していくため、当課所管の事業について、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議するために市が設置している「いわき市スポーツ推進審議会」の場を活用し、平成 31 年 3 月から事業評価を実施して参ります。</p>		

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>援する・支える」事業の部分、また文化振興課はほとんどの部分に取り込まれていない。また、教育委員会の事務の点検・評価に関しては深度ある調査・評価が行われているが、毎年各事業全てが行われるわけではなく、また、平成 28 年 4 月より市長部局に権限が移管された部分に関しては対象外となっている。したがって、該当する事業に関しては、何らかの外部有識者による事業評価を取り入れることが望ましい。</p> <p>② 文化振興課、アリオス及びスポーツ振興課の事業の一部に関しては、「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」に取り込まれているが、「事業計画及び実施計画」での事業を網羅的に検討評価する場の設定が望まれる。</p> <p>③ 現在の事業評価は主として定性的評価の傾向が強いが、今後は定量的な成果指標の達成状況も踏まえての検討評価が望まれる。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(85 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(来館者数の増加について)</p> <p>総合図書館の来館者数は、平成 28 年度の来館者数は 680 千人であり、震災後 1 年経過した平成 24 年度の 801 千人と比べて 15.1%減少している。</p> <p>貸出数の推移により貸出数は若干増加しているため、来館による貸出より未来館による貸出に比重が移っていることもあげられるが、その他の要因も把握・分析する必要があると考える。</p> <p>その一つの手段として、図書館は、平成 14 年いわき市総合型図書館整備基本構想・基本計画策定時に、来館者に対してアンケート調査を 1 回行い、その後行っていないアンケートを実施することが上げられる。図書館は、来館しなければ享受できない多様な活動を行っている。</p> <p>したがって、来館者数増加に向けて、各種活動のアピールも絡めて、特に図書館の利用度が低いと考えられる層向けにアンケートを実施しそのニーズを把握・分析した上で、今後の運営方針を検討し、来館者増加に繋げることが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 24 年度から平成 28 年度までの来館者数が漸減しており、来館者数を増やすために、利用者のニーズをくみ取り、今後の運営方針や事業内容の見直しを図るための情報収集が必要とされたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>いわき総合図書館では、平成 30 年度の読書週間 (10 月 27 日～11 月 9 日) に合わせて、来館者を対象に、利用者アンケートを実施しました。</p> <p>今後は、アンケートの集計結果からくみ取った利用者の動向やニーズを踏まえ、図書館事業等の見直しを図り、利用者満足度の向上につながる取り組みを進めて参ります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(100 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(自家用電気工作物保守点検業務について)</p> <p>常磐市民会館の上記業務については現状の指定管理者業務の範囲外であるが、絶縁監視装置の導入(▲8%)、前払い(▲5%)、一括払い(▲2%)の割引を受けているため、他の市民会館よりも契約金額が下回っている。小名浜・勿来市民会館については、絶縁監視装置は該当しないものの、現状の指定管理者業務の枠内でも前払いや一括払いをすることによる割引の可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>市と指定管理者の双方による情報共有がなされておらず、発注内容に相違がみられたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>指定管理者を通じて各市民会館の契約内容等を確認した結果、前払いや一括払いによる割引の適用が可能である旨判明したことから、平成 31 年度において割引を適用した契約を締結することとしました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(134 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(嘱託職員人件費の特別調整について)</p> <p>専門スタッフとして雇用している嘱託職員の給与について、平成 24 年度の支給に係る給与改定が行われた際、給与削減への激変緩和措置として特別調整額が手当されたが、それは、3 年間の時限付とされていた。</p> <p>しかし、平成 27 年度の支給に係る給与改定時にも決裁を受けているとはいえ、継続されている。</p> <p>管理職以外の職員の特別調整額は、賃金台帳上では賃金月額に含まれており、給料表と一致していない。</p> <p>また、特別調整額は、『「いわき芸術文化交流館」の事業運営に係る嘱託職員の雇用等に関する取扱い方針』では、管理職手当のみを指しており、減額相当額の特別調整額の取扱いについて明記されていない。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 24 年度支給の給与改定において設定された特別調整額の継続については、平成 27 年度の給与改定時にさらなる給与削減が実施されたことから、改めて意思決定を受け、平成 24 年度に設定した特別調整額を含めて給与削減への激変緩和の対応を行ったものです。</p> <p>賃金台帳については、管理職以外の職員の台帳の様式に、特別調整額の項目がなかったことから、便宜上、賃金台帳の月額欄へ記載しておりました。</p> <p>雇用等に関する取扱い方針への明記については、同方針第 27 条の「この方針に定めるもののほか、嘱託職員の雇用等に関し必要な事項は、総務部長又は所属長が別に定める。」との規定により、起案による意思決定で足りると判断しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当館の嘱託職員の給与体系については、現在見直しを行っているところであり、平成 31 年度に予定している改定に併せ、特別調整額の取扱いについても給料表に反映させる方向で、見直しを行うこととします。</p>		

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(101 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(指定管理者の選定における選定委員会メンバーについて)</p> <p>文化振興課の所管する施設の管理運営は指定管理者制度が採られ、候補者の選定方法は非公募によっている。「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」によれば、「非公募の場合、公募によらない理由を明確にした上で、市長の意思決定を受けるものとし、意思決定後、公募によらない理由と選定する予定としている指定管理者の候補者名を公表すること」とされており、原則として非公募による場合の選定委員会審査は不要となっている。今回の場合、候補者が市の外郭団体であり、先方の理事会理事 8 名中、市関係者 4 名が占めること等に鑑み、説明責任を果たす意味もあり、要件を加重し非公募であるが選定委員会による審査が行われたものとする。しかし、選定委員会のメンバー 7 名中 1 名のみが外部の学識経験者で、残りは市の職員である教育委員会事務局関係者であり、このようなケースにおいては、選定委員会のメンバー構成に当たり外部第三者の比率を高めることが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>選定委員会のメンバーで外部第三者委員が 7 名中 1 名いれば、「説明責任」を果たし、「選定過程の客観性」を確保し、「公平な審査」が実現するものと認識していたためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>指定管理者の指定に際し、候補者を非公募とする場合も原則として選定委員会の設置は必要であり、その場合、平成 30 年 5 月の「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」等の改正により、指定管理者選定機関の委員については職員のみで構成するものとされる一方、審査の参考とするため、必要に応じて有識者等の意見を聴くことができることとなりました。</p> <p>上記を踏まえて、本年度に文化振興施設及び文化財保護施設の指定期間満了に伴う次期指定管理者の選定作業を行い、選定方法は非公募であったものの、同年 10 月に選定委員会を設置・開催しました。</p> <p>上記の基本方針を踏まえ、選定委員会の委員は職員のみで構成したところではありますが、委員に関しては、観光や学校教育・社会教育に係る部局の職員で構成することを通じ、多角的な観点による審査がなされるよう努めたことから、有識者からの意見聴取は必ずしも必要ではないものと判断したところであります。</p>